

令和6年第3回

高森町議会 9月定例会会議録

令和6年9月12日開会

令和6年9月20日閉会

高 森 町 議 会

9月12日(木)
(第1日)

令和6年第3回高森町議会定例会（第1号）

令和6年9月12日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 白石 豊和君

2 番 武田 栄喜君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（9日間）

自 令和6年9月12日

至 令和6年9月20日

(2) 会期及び審議の予定

| 月 日 | 会議の種類 | 備 考 |
|----------|-------|------------------------------------|
| 9月12日（木） | 本会議 | 議案審議 |
| 9月13日（金） | 本会議 | 一般質問 |
| 9月17日（火） | 休会 | 総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会 |
| 9月18日（水） | 〃 | 水資源対策特別委員会 議会広報特別委員会 議会運営委員会 |
| 9月20日（金） | 本会議 | 委員長報告・採決 |

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 同意第 3 号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第 5 認定第 1 号 令和5年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 報告第 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 7 議案第 4 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

- 日程第 8 議案第 4 3 号 高森町税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 高森町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 4 5 号 高森駅等周辺施設設置条例の制定について
- 日程第 11 議案第 4 6 号 令和 6 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 4 7 号 令和 6 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 4 8 号 令和 6 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 4 9 号 令和 6 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 5 0 号 令和 6 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 5 1 号 令和 6 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 1 番 | 白石 豊和 君 | 2 番 | 武田 栄喜 君 |
| 3 番 | 児玉 幸之助 君 | 4 番 | 佐藤 武文 君 |
| 5 番 | 甲斐 節男 君 | 6 番 | 後藤 巖 君 |
| 7 番 | 牛嶋 津世志 君 | 8 番 | 後藤 三治 君 |
| 9 番 | 本田 生一 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- | | | | |
|----------------|----------|-----------|---------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 教 育 長 | 古庄 泰則 君 |
| 総 務 課 長 | 岩下 徹 君 | 会 計 課 長 | 今村 親助 君 |
| 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 | 農林政策課長 | 芹口 孝直 君 |
| 健康推進課長 | 津留 大輔 君 | 生活環境課長 | 二子石 誠 君 |
| 政策推進課長兼TPC事務局長 | 岩下 雅広 君 | | |
| 住民福祉課長 | 石田 昌司 君 | 建 設 課 長 | 住吉 勝徳 君 |
| 教育委員会事務局長 | 村上 純一 君 | 建設課審議員 | 高崎 康誌 君 |
| 教育委員会次長 | 白石 孝二 君 | 農林政策課課長補佐 | 土井谷 顕 君 |
| 税務課課長補佐 | 法花津 和明君 | 政策推進課課長補佐 | 馬原 孝平 君 |
| 総務課課長補佐 | 植田 雄亮 君 | 財 政 係 長 | 児玉 明 君 |
| 子ども未来係長 | 楠田 優香 さん | 国民健康保険係長 | 木村 允哉 君 |

代表監査委員 吉良 充展君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 緒方 久哉 君 議会事務局係長 久保田 一也君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和6年高森町議会第3回定例会の開会にあたり御挨拶を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中に御参集いただき、お礼を申し上げます。

さて、非常に暑い、この9月に入っても猛暑と言ってもいいぐらいの暑さも続いております。また、そういう中で、先月、8月、7月もそうですが、議員の皆さま方におかれましては、コロナ明けの各地域で開催されたお祭りもそうですが、いろんな御要望だったり、小さな地区の集会であったり、現場を見ていただきたいという御要望等もたくさん出ているかと思いますが、それぞれ参加をしていただき、また議会議員としての活動をしていただき、また私たちはそのことを挙げていただきまして、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

そして、8月の台風10号でございますが、本町は県内で最も早く高齢者避難が避難指示に切り替えをいたしました。そして、避難所を前日の夕方には開けまして、運営を行ったわけでございます。結果、これは結果論になりますが、熊本県内、大きな被害もなかったということですが、倒木だったり、停電等はございました。しかしながら、これからも台風シーズンは続きますし、これまでの経験を基に、空振りを恐れず、しっかり町民の皆さんに分かりやすい情報発信をしていながら、それぞれの皆さまがそれぞれの立場でこの災害への備えということを強くやっていただきたいというふうに思っております。

また、先般、議員の皆さま方も来賓として御案内があつて参加していただいたと思いますが、私が就任して14年目になりますが、当初から一番進めておりました情報通信基盤の整備と、それに伴う活用というところで、1丁目1番地の一つでありましたICT教育の取組ということで、これまで12年間取り組んでまいりました。また、そのことを一つの書籍にまとめた熊本県高森町教育DXの軌跡が教育委員会で発刊され、議員さん方も御来賓として参加いただき、出版記念パーティーが開催されたところでございます。これまでの関係者の皆様に感謝を申し上げますとともに、スタート地点だった子ども、生徒がもう成人されている、若しくはそれ以上の年齢になられている。大学の現場で経験して頑張られている。民間企業の研究室で頑張っている。いろんな形で取り組んできたことが、しっかりその生徒たちの基礎の部分になっているのではないかなというふうに思っております。

また、手探りの状態で進めてきた、12年前から、その当時のことも含めて、動

画できちんとデータを取っておりますので、その動画をぜひ全国の教育関係者の方が見ていただきまして、引いてはそれが熊本県の教育の基盤、人材育成のこの基盤の一つになると思いますし、国力としてこの人材育成というところで、非常に大きな一つの教材になるのではないかなというふうに思っております。

また、議員さんも委員会が視察をしていただいたと以前お聞きいたしております。上色見地区に拠点を構え、インクルーシブ活動、つまりすべてを包括する共生社会の実現というところで、一般社団法人SOLさんが非常に赤ちゃんから親御さんまで、また高齢者の方々、障がいがあるなしに関わらず多様性と自分も、そして人も大切にします。つまり、誰一人そこから取り残されない、外れないと、そういう社会の実現に向けた活動を積極的になされております。今回、公益財団法人B&G財団の子ども第3の居場所づくり事業の助成対象自治体に高森町が採択を受け、一般社団法人SOLを運営団体として、令和7年5月オープンを予定に、先ほどの拠点として活動されている旧上色見小学校に隣接し、新たな子ども子育て支援拠点が整備されるということになりました。大変私も期待をいたしてといるところでありますし、またこれは今後、行政として、町として全面的な協力をしなければいけないというふうに考えておるところでございます。

そして、本日、新聞にも取り上げられておりました熊本県民体育祭の地域輪番制廃止というところでございます。町民の方からも、数名の方からお聞きされたこととございますが、当初の報道が非常に文脈が分かりづらかったということで、本日の報道はきちんとリアルなところが報道なされていたのではないかなと、現場で対応した私としては感じているところでございます。今日の報道どおりでございます。ただ、よく勘違いされる県民の方はいらっしゃいましたが、阿蘇郡市が受入をしないからなくなるというところではありません。もう十数年前から、この地域輪番制を見直さなければ、持続可能な大会にならないのではないかと。戦後約80年続いてきたこの大会を、令和版にアップデートするべきという私たちの持論の下、熊本県スポーツ協会に申入れを行っていたところ、ずっとこれまで回答がないままに、これまで来たというところでございます。その中で、ぜひ実際に補助金は行政が出しているわけなんです。そして、役場の市役所の職員さんが何十人単位で、そしてまた実行委員会のそこに出向するような形で行かれて、本当に職員さんは頑張られてやっているわけでございます、市町村の職員さんが。そういう市町村の現場の意見を聞くべきではないかというところも再三申し上げてきましたが、今回やっと熊本県スポーツ協会が意向調査を各市町村に行ったと。これは阿蘇郡市が強く申入れして実現したことじゃないかなと思っておりますが、45市町村中、40市町村が輪番制の廃止を希望されるという結果であったというところでございます。阿蘇郡市は、

8月の頭に阿蘇郡市の大会は引き受けることができないということを表明したわけ
でございます。まだ2年以上後の大会を、つまり3年前に返事をしなければいけな
いという、非常に時間がそこまでかかるのかなと思うぐらいのこの期間というの
があるんですけど、阿蘇郡市は引き受けないというところで、その理由として、一番
は先ほど言ったように、令和版にアップデートするべきと、一言でいえばそうであ
って、それが持続可能な、これからも続いていく県民体育大会になるということ。
選手ファーストの観点から、競技場は固定、一番良い環境で、その種目に合った環
境で競技をしていただいて、当然、郡部の小中学校の体育館とかではなくて、冷暖
房がきちんと完備されているところ、そういう場所できちんと競技をするべきでは
ないかというところが、私の意見で、考えでございました。今回、県スポーツ協会
も、マスコミの報道によりますと、中止の方向で進んでいると。承認というか、今
後、多分ちゃんとした最後の役員会があるかと思いますが、そこで承認されるもの
だというふうに思っておりますが、このように前向きな議論で輪番制が廃止になる
というところでございますので、県民体育大会を楽しみに参加をなされていた高森の
町民の皆さん、県民の皆さんも、今後もこの大会は持続可能な大会になっていく
というふうに思っておりますので、引き続き参加をなされたい方はどうぞ楽しく気軽
に参加を申し出ていただければ幸いです。

さて、本定例会に御提案いたします案件は、同意、認定、報告がそれぞれ1件、
条例制定及び改正、また補正予算等の議案10件の合計13件でございます。御審
議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）ありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回高
森町議会定例会を開会いたします。

なお、会計課長の今村親助君からは欠席届が出ておりますので、御報告いたしま
す。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事
日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、白石豊和君、2番、
武田栄喜君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、8月7日に行われました議会運営委員会において、本日9月12日から9月20日までの9日間と決定しておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの9日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（牛嶋津世志君）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

6月定例会後に行われた諸般の報告を各委員長からお願いいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

議会運営委員会から閉会中の委員会報告をいたします。

令和6年8月7日午前10時より、第3・第4委員会室にて本定例会の会期日程を協議し、9月12日から9月20日までと決定、一般質問通告期限を9月4日午前中と決定しました。

9月5日午前9時より、第3・第4委員会室にて委員会を開催しました。一般質問通告書が4名の議員より提出されております。一般質問は通告順とし、1番、白石豊和議員、6番、後藤巖議員、9番、本田生一議員、4番、佐藤武文議員の順番にて質問、なお一般質問日は9月13日と決定しました。両常任委員会は9月17日、各特別委員会、議会運営委員会を9月18日と決定いたしました。

続きまして、本定例会の上程議案内容を審議しました。本定例会には、同意1件、認定1件、報告1件、議案10件が上程されております。議案番号順に今から、当日若しくは付託を説明します。同意第3号は当日採決、認定第1号、令和5年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については両委員会へ付託、報告第4号は議場で報告を受けます。議案第42号から議案第44号までは当日採決、議案第45号、高森駅等周辺施設設置条例の制定については総務文教常任委員会へ付託、議案第46号、令和6年度高森町一般会計補正予算については両委員会へ付託、議案第47号から議案第51号の各特別会計補正予算については産業厚生常任委員会へ付託と決定いたしました。また、陳情・請願ですが、3件受付、協議の結果、議員配付としております。

その他の報告になります。議会報告会の開催について議長より諮問があり、7月30日の臨時会終了後に協議しましたので、報告をします。高森町の現状を見る限

り、新型コロナウイルス感染症の影響で、今月開催予定の例えば各地で行われる敬老会の開催が、中止・開催と分かれている状況でもあり、議会としても町民の皆さまを集めるリスクを考え、中止としたことを報告いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。8番、後藤です。

産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

6月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会視察研修を8月21日・22日、佐賀県多久市と福岡県大刀洗町を訪問し、研修をいたしました。

研修の目的は、1つ目に、特定健診と特定保健指導の推進に関すること、多久市を選定した理由は、令和3年度の特定健診及び特定保健指導の実施率が全国2位であり、その取組が本町の今後の事業推進のヒントとなればとの思いでした。

次に2つ目に、老朽化した町営住宅建設問題や町が所有する町中の私有地利用について協議のヒントを得るため、大刀洗町の公営住宅PFI方式を活用した事例研修を行いました。

まず、多久市は、佐賀県の中央に位置し、昭和29年5月に1町4村が合併したとのことであります。当時は、石炭産業全盛の頃で、市内には石炭工業所が数多く、人口も4万7,000人を有しておりましたが、エネルギー革命による石炭産業衰退により人口は急激に減少し、現在は1万7,000人となっているとのことであります。どこの市町村も抱えている高齢化人口の増加と医療費問題は避けては通れないことから、病気予防の観点から住民健診等に力を入れてきた。その1例として、生活習慣を早期改善するため、市内の義務教育学校の5年生と7年生を対象とした多久っ子健診を大人の特定健診と同じ内容の健診を無料で実施し、幼少期の肥満は将来の生活習慣病に結び付きやすいことから、早期予防の観点を考え実施しているとのことであります。さらに、大人になっても健診受診で自分の身体に目を向ける習慣をつけるとのことでもありました。

また、話を伺った担当課からは、課長をはじめ、課員のほとんどが保健婦や栄養管理士、看護師、事務職は2名の19名で構成されており、緊急訪問、重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防、特定保健指導等に当たられており、特定健診受診率は常に60%台を維持し、令和3年度は全国2位という素晴らしい結果を残すことができた。さらに、地区担当制を組んでおり、お一人の担当者が350人から450人を受け持っているということではありますが、この数が多いのかどうかは比較できませんが、保健師等と住民との日々の関わりの大切さを感じたところでもあります。

さらに、担当課からは、できれば保健師等は1つの課に集約することが良いのではとの話では、問題や課題を共有することができ、あらゆる諸問題に実践を通じて活用することができるとのことでもありました。また、受診結果については、郵送の通知を行わず、必ず本人との対面での結果報告を行っており、常日頃から自分の身体の状態を自覚していただいているとのことでもありました。

実は、本町においても平成19年頃だったと記憶しておりますが、出張所に保健師を配置し、地区担当制を行った経緯がありますが、現在は行われておりません。どんなやり方が本町に合っているのか、今後十分な検討が必要と感じました。

最後に、住民健診等を受診された方に500円のお買物券を配布されているとのことでありました。こんな方法も有りだと感じたところでもあります。

次に、大刀洗町のPFI方式を活用し公営住宅等を整備した事例の研修を行いました。大刀洗町は、福岡県の中南域に位置し、人口1万6,000人で、広大な筑後平野が特徴で、そこで育てられた豊富な野菜や、隠れキリシタンの教会、大刀洗飛行場の戦跡など、深い歴史を感じることができる町とのことでありました。また、大刀洗町は議会広報紙で全国表彰を受けられており、本町広報委員会でも以前に研修に行かれたとの話でした。

研修に入り、担当者からの事業内容説明では、1つ目に、移住と定住人口の増加を図る。できれば、未来に向けて若い世代をとのことでありました。2つ目に、公有地を有効活用する事業実施の場合は、最小の経費でとの目的から、定住促進住宅整備の手法を検討され、公共事業を実施するための手法の1つ、民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を行うPFI方式を採用したとのことでありました。PFI方式は、民間のノウハウやコスト削減に関する能力が発揮でき、一括発注方式や効率的な業務分担、行政職員の労務負担の軽減が図られるとのことでありました。産業厚生常任委員会といたしましては、今回の研修で本町の耐用年数を超過し、老朽化した町営住宅の建て替えを行う場合の建設費用の削減事例を希望しておりましたが、話を伺ってみると、町営住宅本来の在り方を改めて検討する機会ともなりました。

最後に、研修以外にも、認定農業者総会、子牛品評会、農業者担い手総会、アグリセンター協議会等へ出席を行い、意見を述べさせていただきました。今後もいろいろな諸問題について、閉会中の継続調査等を活用し、委員会で協議してまいりたいというふうに考えております。

以上で、産業厚生常任委員会の閉会中の諸般の報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）おはようございます。6番、後藤です。

総務文教常任委員会の諸般の報告をいたします。

常任委員会を令和6年9月9日午前9時半より、第3・第4委員会室にて、教育委員会事務局、生活環境課、政策推進課、TPC事務局、総務課、税務課の順にて行いました。

参加者は、委員長を含め、委員5名、議会事務局、各担当課は課長をはじめ、課長補佐、審議員、係長、それぞれが出席をしております。定例会前にも関わらず御出席いただいたこと、誠にありがとうございます。

討議内容としては、当初予算議決後の事業予算の進捗状況、そして9月定例会に上程する議案、予定事業の説明、現在進行している事業の報告を受けております。所管各課の報告により、委員が現状を把握しておくこと、そしてお互いの情報を共有することで、より深い議論ができると考え、月1度のペースで開催をしております。

まず、教育委員会事務局より、高森中央小学校特別教室アスベスト検出対応状況が報告されました。8月19日に教室レイアウトを変更し、その後、保護者説明会の実施、全保護者に対し、説明会資料の配付、そして問い合わせ状況の報告がありました。問い合わせ等はなく、事業も現状、当初予算の範囲内での対応となっております。

また、生活環境課からは、不法投棄ごみの報告があり、2か所で2,160キロ、2.1トンのごみを引き上げ、その土地に新たな看板を設置したと報告がありました。この回収状況は、TPCでも放送されておりますので、ぜひ町民の皆さまにも見ていただき、同時に不法投棄はしないよう申し上げたいと思います。

その他、政策推進課より、ライドシェア実証実験、高森ポイントカードのスケジュール、TPC事務局より、来年の10周年に向けた取組、総務課からは、議案書の取扱い及び令和5年度決算における各指標、数値などの説明、税務課からは、収納状況の説明を受けております。

今後も委員会活動を通じ、事業の進捗を確認し、いただいた御意見などを伝え、結果として、町民の皆さまへ、安全、福祉、防災、交通、教育に寄与できる委員会として活動していきます。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（牛嶋津世志君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。

閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

令和6年7月11日、7月18日に特別委員会を開催しました。最終的に、7月25日に校正確認作業を行っております。

議会広報「絆」第93号は、8月6日に発送完了しております。

次号の94号より変更点がございます。まず1つ目ですが、表紙の画像をTPCにて町民の皆さまに募集をかけたこと、もう1点ですが、新しく議会Q&Aのコーナーを設ける予定にしております。

ここからは委員会からのお願いにはなりますが、議会について聞きたいこと、こういうことを教えてほしい、そういう疑問がございましたら、町民の皆さま、ぜひとも議会事務局のほうへ質問を投げかけてください。また、季節季節の写真という形になりますが、画像の提供もよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 同意第3号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、同意第3号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第3号、高森町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員である岩下章一氏は、人格高潔で識見も高く、教育行政の推進のため、深い関心と熱意をもって御尽力いただいておりますが、その任期のほうに本年9月30日をもって満了となりますので、同氏を教育委員として再任いたしたく、選任同意を求めるものであります。

なお、教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものです。

また、同法第5条第2項により、教育委員は再任されることができると規定されています。

以上、よろしく御審議の上、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は起立によって行います。同意第3号、高森町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、同意第3号、高森町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 令和5年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、認定第1号、令和5年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について監査委員の審査報告を求めます。監査委員、吉良充展君。

○監査委員（吉良充展君）おはようございます。監査委員の吉良でございます。

本日は、地方自治法第233条第3項の規定により、先に配付しておりました監査意見書に基づき、できる限り簡潔に御説明を申し上げたいと思いますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

令和5年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査につきましては、議会選出の佐伯金也監査委員とともに、また補助者として緒方久哉監査委員事務局長、久保田一也書記を従いまして、令和6年8月21日から9月2日までの9日間にわたり審査をいたしました。

各項目の審査結果は、意見書のとおりとなりますので、特出すべき点について述べさせていただきます。

それでは、令和5年度高森町一般会計・特別会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

審査につきましては、令和5年度高森町一般会計歳入歳出決算、以下9項目について審査をいたしました。審査の方法といたしましては、意見書記載のとおりとなります。

続きまして、2ページをお開きください。

令和5年度一般会計及び特別会計の決算書ベースによる決算額は、第1表のとおりでございます。審査の結果、違法な点は見受けられず、関係帳簿、証拠書類とも合致しており、決算係数も正確であることを確認いたしました。また、予算執行及び収入事務の処理についても適正であることを認めております。

続きまして、3ページからが歳入になります。

まず、一般会計について申し上げます。歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源につきましては、第2表、第3表のとおりでございまして、歳入総額は90億4,370万8,000円で、地方交付税と寄附金でその半分以上を占めている状況にあります。

次に、6ページをお開きください。

町税は、調定額8億6,606万9,000円に対し、収入済額8億4,803万2,000円、不納欠損額160万8,000円、収入未済額1,642万9,000円となっておりますが、この評価につきましては後ほど結びの中で述べさせていただきます。

次に、9ページをお開きください。

歳出について申し上げます。歳出決算額は88億5,832万5,000円で、内訳は次の10ページの第6表のとおりとなります。この主な事業内容は、それぞれ意見書記載のとおりとなります。

次に、11ページをお開きください。

令和5年度の不用額は1億7,090万4,000円で、前年度1億464万2,000円と比較して、6,626万2,000円の増となり、予備費充当分を除いた実質的な不用額は1億6,216万7,000円で、その大部分が執行残によるものです。予測不能な修繕費や扶助費等を除けば、最終的な減額補正による対応により、さらに不用額を減らす配慮も必要ですので、今後も引き続き精査を望みます。

次に、予算流用につきましては、その対応が果たして本当に適切かどうか十分検討した上で、慎重に執行していただきますよう、よろしく願いいたします。予備費流用につきましては、令和5年度においては3件の873万7,000円と、前年度から半減しております。今後も緊急の場合を除いては補正にて対応されることを望みます。

次に12ページ、収支の状況をご覧ください。財政運営の総合的な分析と検証の結果、実質収支比率4.0%、経常収支比率73.4%、財政力指数0.25ポイント、実質公債費比率5.0%と、前年度から引き続き極めて良好な状況となっております。執行者が真摯に取り組み、努力も重ねられてきたことをうかがい知ることができます。この中でも引き続き注目すべき点は経常収支比率です。この数値は、人件費などの経常的経費が予算に対してどれぐらいの割合なのかを示す指標であり、75%以下が理想とされていますが、例えば令和4年度の熊本県の市町村の平均は88.3%と、前年度から2.4ポイント悪化しており、全国平均においては93.3%と、財政の硬直化が年々進んでおりますが、本町の令和5年度の数値は73.

4%と、全国的にも極めて優秀な数値となっております。もっともその頃の予算規模とは大差がある中での数値でありまして、平成30年度の90.7%から大幅に改善されており、また前年度と比較してもさらに1.8ポイントも向上しており、弾力性のある望ましい財政運営といえます。今後も引き続き、弾力的な財政運営の継続を望むものであります。

続きまして、特別会計になります。各項目の説明はおおむね割愛させていただきますが、24ページからの簡易水道事業、農業用水供給事業、各特別会計につきましては、中長期的な見地から財政運営面での十分な配慮が極めて必要かと思われますので、担当課におかれましては各事業が安定的に運営できるよう、効果的な対策を早急に講じることを強く望みます。

次に、27ページをお開きください。

令和5年度の資金運用状況は、第29表のとおりでありまして、おおむね良好に行われていることを確認いたしました。

次に、30ページをお開きください。

基金の状況につきましては、現在、21件の基金件数となっておりますが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理が行われていること、また各基金の決算年度末現在高につきましても、第30表のとおりであることを確認いたしました。

次に、財産の管理状況につきましては、別途意見書を作成しておりますので、そちらをご覧ください。

最後に、結びに移ります。令和5年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況につきましては、先に述べましたとおり、基礎数値、計数等に錯誤なく、不明確な点も見受けられず、適正に処理されており、また関係書類は整然と管理されており、会計経理が極めて正確であります。また、各事業とも、ほぼ計画どおり執行され、十分な成果を得られたことは、執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の方々の御協力の賜であるものであります。

ここで、一般会計及び特別会計について、気づいた点を述べさせていただきます。ハード事業・ソフト事業と、数多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ、担当各位におかれましては、大変な御苦勞があったことと察します。そのような中、決算状況を見ると、令和5年度の一般会計の繰越明許は2件の事故繰越しを合わせ11件の総額5億2,095万7,000円となっております。この繰越事業は、おおむね補助金及び交付金対象事業であり、これらを獲得された実績は評価されるものであります。これらの事業遂行については、単年度執行が原則ではありますが、物価高騰の影響による資材入手の遅れや、国・県の補助金支給決定時期の遅れ等により、やむを得ないものと判断いたします。

次に、税等の対応については、本年度の収納状況を見ますと、町税の本年度分収納額は、前年度、前々年度に比べ伸びており、その主な要因としましては、固定資産税の徴収猶予期間の終了及び大型償却資産の導入により、調定収入額とともに大幅に増加しております。収納率といたしましては、軽自動車税に関しては、現年度分の収納率が3年連続で100%となっており、町民税及び固定資産税の現年度分収納率も年々向上し、ほぼ100%と、担当職員の努力の表れであると大いに評価されるものであります。過年度分につきましても不納欠損処分が実施されており、一般会計152万円、国民健康保険特別会計85万円、介護保険特別会計46万円となっています。このことは合法的な手続きにより行われておりますが、不納欠損を出さないよう極めて慎重かつ厳正な事務処理を行い、債権の確保に万全を期していただきたいと思っております。

また、国民健康保険特別会計の審査にあたり、国民健康保険税の滞納額が2,669万2,000円と、依然として高額ではありますが、前年度と比較し404万3,000円減少しております。その事務処理に担当職員は大変な努力をされていると思っております。今後におきましても、収納事務が円滑に推進されることを期待しております。

なお、介護保険料、住宅使用料及び水道使用料の滞納額につきまして、日常業務や各事業事務の合間で徴収や滞納整理を行っていることから、依然として減少していないため、料関係の徴収及び滞納整理を専属で行う職員等の配置を検討するよう望みます。

決算の基本は、日々の会計処理が大事であることは言うまでもありませんが、例月出納検査のときに各職員の財務処理においてはかなりの改善が見受けられ、また我々監査委員からの指示意向についても確実に守られており、改善に努められた結果、適正な会計処理となっています。職員の方々の御協力・御尽力に感謝を申し上げます。

終わりになりますが、少子高齢化、人口減少という現実を踏まえ、新たな施策とともに、今後も中長期的な展望と将来への明確なビジョンの下、今の住民サービスを未来の住民に引き継ぎ、しっかりと現実を分析し、費用対効果を考慮しながら、さらなる住民サービスの向上に寄与することを切にお願いさせていただくとともに、住民の生命・財産・権利を守るため、執行部と議会が住民の要望に適切に対応されることを望みます。併せて、健全な財政運営に一層努力され、総合的な施策の効率的な執行を図り、健全財政の恒久化に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と御尽力をお願い申し上げます、私の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、後藤三治君。

○8番（後藤三治君）8番、後藤です。

2つ、お尋ねしたいと思います。まず、今報告いただきました中の4ページになりますけれども、歳入決算額状況の一番上の町税ですね。これは私も以前役場におりましたし、町の町税はおおむね5億円前後だなというふうに認識しておりました。そういう中で、令和4年度が5億8,000万円、今回は8億4,800万円ということで、2億6,200万円ほど補正がされております。私が記憶がなかったのか分かりませんが、この増えた要因というのは何なのかというのを確認したいというのが1点です。

それから、もう一つは今監査報告の最後の終わりにと言われた後の部分なんです。令和5年度の高森町歳入歳出決算概要書及び補足資料を拝見させていただいておりました。その後で、12ページからになるんですが、もう本当にありがたいなと、3年分の事業を載せていただいている、3年、4年、5年と。ただ、表紙は5年度分の事業ということになるわけなんです。このようにいつも3年前からの事業を載せられるのか。今回載せた意図はどういうものかということをお聞きしたかったなというふうに思ったんです。私としては、掲載されていることは非常に自分たちのやってきた事業を見直す意味でも非常に有り難いとは思いますが、今回の5年度の決算という意味から、ずっとめくって行って令和3年が出てきたものから、これは間違っているんじゃないかなと。私の認識として、そういうふうに思いましたので、3年度から4年、5年と載せられた経緯を、どういう意図があったのかということをお聞かせいただきたいのと、この2点をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）おはようございます。

8番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

固定資産の償却資産が2億5,000万円ほど伸びております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）財政係長兼総合調整係長、児玉明君。

○総務課財政係長兼総合調整係長（児玉 明君）総務課財政係長を拝命しております児玉です。後藤三治議員の御質問にお答えいたします。

決算概要書に附属しております主な施策の成果表、こちらを3か年付けている理由としましては、前任のときに総務常任委員会のほうで、できましたら3か年ほど事業を掲示していただくと非常に分かりやすいかなというような御要望をいただきまして、それ以降、続けて3か年分を掲載しているところでございます。ぜひ御参

考にしていただければと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

決算審査意見書の12ページです。収支の状況の中で第18表、一般会計収支状況というのがありますけれども、私が去年の資料と比較しましたら、令和4年度の数字が若干違うのではないかなと思ったので。といいますのが、基金取崩金というのがこの表には数字が出ておまして、実質単年度収支というのが数字が違うんじゃないかなと思います。これについては、後日でいいですので、確認をしていただいて、説明をいただければと思います。今日、私が資料を持ってきておりませんので、もしかしたら私の勘違いかも知れませんが、昨日確認した中ではそういうことでしたので、後日報告をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）分かりました。これは後日、佐藤議員のほうに報告をしていただくようお願いしておきます。

ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は各常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ここでしばらく休憩をしたいと思います。11時10分から再開したいと思います。いかがですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）それでは、ただいまから休憩に入ります。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----○-----

日程第6 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判

断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）こんにちは。

報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標により、自治体財政の健全化を表すものでございますが、本町の令和5年度決算を見ますと、実質公債費比率だけが該当しておりまして、その数値は早期健全化基準25%に対して5.0%であり、早期健全化のための基準を大きく下回っております。この実質公債費比率を簡単に申し上げますと、資金繰りの程度を表すという指標ともいえます。数値が低ければ低いほど財政の弾力性があるというふうにいえるものでございます。先ほど、監査委員さんからの報告にもございましたが、経常収支比率も低いわけですが、この実質公債費比率につきましても、本町は優れたといえますか、かなり良い数値を表しているということをお報告申し上げます。

また、簡易水道事業特別会計におきましては、資金不足比率のみが対象でございまして、本町は該当いたしておりません。なお、監査委員さんの先ほどの御意見といたしましても、良好な状態であり、特に指摘すべき事項はないということでございます。

以上、報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）本件は報告事項であります。質問があれば発言を許可します。質問はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質問なしと認めます。

以上で、報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。

-----○-----

日程第7 議案第42号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（牛嶋津世志君）日程第7、議案第42号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）こんにちは。

議案第42号で提案いたしました熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の規約一部変更は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う変更であり、現行の後期高齢者医療被保険者証が令和6年12月2日以降、発行されなくなることに伴い、被保険者証等の用語を使用している部分について一部変更するものです。

新旧対照表の裏面、2枚目をご覧ください。別表第2、第2項及び第3項の被保険者証及び資格証明書を資格確認証等に変更を行っております。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

これはもう連合規約でございますから、上位の規約の改正でありますので、高森町がいろいろと言うことはちょっと難しいかと思いますが、ただ後期高齢者の皆さんたちは、高森町の中にもたくさんいらっしゃいますし、保険証を利用されておる皆さんたちも多数いらっしゃいます。今言われるマイナンバーカードへの紐づけということでもありますけれども、詳しく、もうちょっと丁寧に、現在病院にかかっておられる後期高齢者の方たちが今から病院において窓口での保険証提示をする際において、どのように変わっていくのかということ、ちょっと分かりやすく御説明をしていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）ただいまの10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

国の法改正によりまして、令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されないということが決定しております。それに伴いまして、被保険者の方々、保険証を使われるの方々においては、12月2日以降は現行の被保険者証が、今回発行している有効期限の末までは利用ができます。具体的に言いますと、国民健康保険証、それと後期高齢者医療被保険者証の有効期限、現在の保険証の有効期限は、令和7年7月31日まではそのまま使えるということになります。それ以降どうなるのかということなんですけれども、それ以降は国の法によりまして、マイナンバーカードを

被保険者証として利用しなさいというような法律になっています。

しかし、今おっしゃられますとおり、マイナンバーカードに被保険者証を紐づけていない場合、このときにどうしたらいいのかというところ、疑問があると思います。その方法としまして、国が今示しているのが、保険者は紐づけが終わっていない方に対しては、資格確認証というものを発行しなさいという内容になっています。具体的に資格確認証というのがどういうものかというのは、まだ何も確定はしておりませんが、国保の被保険者であれば高森町役場、後期高齢者の被保険者であれば広域連合が資格確認証を発行していく。それを病院に持っていくと保険医療が受けられるということになります。ただし、まだこの紐づけの割合があまり進んでおりません。後期高齢者の紐づけの割合は手元に資料はございませんが、高森町国保に関しましては、ただいまおよそ52.4%、半数よりちょっとぐらいの方が、今マイナンバーカードを保険証として使える手続が終わっています。しかし、また利用率となると、病院側の受入体制とかもありますので、まだそれほど進んでおらず、11.72%が高森町の国保の被保険者のマイナンバーカードを保険証として利用している率になります。

国保被保険者は、比較的若い方、そういった紐づけとか、そういった部分もできているので半分ぐらいの方と。後期高齢になりますと、恐らくもっと低いのではないかと考えております。私たちとしては、役場の窓口、後期高齢被保険者は役場の窓口がその保険証発行窓口になっておりますので、今後、周知徹底を進めていきまして、できる限りマイナンバーカードへの紐づけをしていただいで、難しいという方については資格確認証を発行するという対応していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

今言われた資格証明書じゃなくて、今度は資格確認証という形になるんですね。改正後、変更後についてはね。そうしたときに、今、課長が言われたように、実年齢の方たちは国民健康保険ですから、マイナンバーカードに紐づけというような情報をいただいたときに、役場の窓口に来て紐づけ作業というのはできるだろうと思うんですよ。ただ、後期高齢者の方たち、75歳以上の皆さんたちについて、もう75歳だろうが、99歳だろうが、100歳だろうが、後期高齢者の方たちが恐らくマイナンバーカードも作っていらっしやらない方もいらっしやると思うんですよ。そういう人たちが資格確認証を取りに来ようと思っても、取りに来れない場合がある。そして、またこれを連合会のほうに発行をお願いするわけですから、それを町

の窓口のほうで委託を受けて、それができるのであれば、親切に町の窓口のほうで対応ができると思うんですが、非常にやっぱりもう寝たきりで、最初から病院に掛かっておられる方、施設に入っておられる方たちが、紐づけをしなければならないという作業をやるといったときに、それが本当に果たしてどうなのかな。いかに町の窓口が対応できるかということだと思んですが、確認書というのは後期高齢者に関しては、町の窓口でも、要するに代理で発行することが可能ならばいいと思うんですけども、その点の打ち合わせはできておりますでしょうか。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）広域連合との打ち合わせができていますかということですが、広域連合と所属している市町村は年に数回、3回か4回程度の連絡会議がございます。また、来月にまたございますので、その連絡会議のときに広域連合側からいろいろ指示が、説明がございます。今のやり方は広域連合から委託を受けていますので、現行の被保険者証の発行は市町村窓口で可能です。資格確認証の発行につきましても、現時点での計画では、市町村窓口で発行できるという計画になっておりますので、恐らくこれが正式に、今後、広域連合がやり方を決定して、市町村側に下ろしてくると思いますので、その方法を用いて対応したいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）ありがとうございました。

健康保険を利用されている人たちは実年で、簡単に車を運転して役場に来てできると思います。ただ、後期高齢者の方たちについては、もう免許返納されておられたり、もう病院に入院されていたり、施設に入ったりされています。当事者である後期高齢者の皆さんたち、また後期高齢者の家族を持つ家族の皆さんたちが混乱をしないように、病院に行って、これじゃだめですよというようなことがないように、窓口での対応をよろしく願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今、10番、佐伯議員の質問に関連して、ちょっと確認をしたいと思います。資格確認証というのは、12月2日以降に発行されるものなのかどうか。ですから、12月2日以降は被保険者証、資格証明書、資格確認証を含めて、資格確認証等の引き渡しとか返還というふうに書いてあるのかというのを確認したいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）4番、佐藤議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃられましたとおり、12月2日以降は発行ができなくなります。発行そのものができない状態になります。今でしたら、今の現行のやり方では保険証をなくしましたので再発行してくださいというふうに役場に申し出があったときには、同じ保険証を再発行して、同じものを発行していますが、12月2日以降には同じものが発行できなくなりますので、それ以後に保険証をなくしましたというふうな申し出があった場合には、資格確認証を町から渡すこととなります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第42号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第42号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第42号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第43号 高森町税条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第8、議案第43号、高森町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、眞原友紀君。

○税務課長（眞原友紀君）議案第43号で提案いたしました高森町税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、令和6年度税制改正による公益信託制度の見直しが行われ、公益信託に関する法律が公布されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第43号、高森町税条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第43号、高森町税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第43号、高森町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第44号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第9、議案第44号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第44号で提案いたしました高森町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の一部改正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う改正であり、現行の国民健康保険被保険者証が令和6年12月2日以降、発行されなくなることに伴い、被保険者証等の用語を使用している部分について一部改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。第11条中、第9項を第5項に改め、被保険者証の用語を使用している下線部分について、被保険者証の返還に関する文言を削除する改正を行っております。

条例を改正するためには、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

この件につきましても、改正前の改正後も10万円の過料に処するというところから、住民の方たちにはよく知っておいていただかなければならないと

思います。被保険者証の返還を求められてというのが消えて、いろいろと、または虚偽の届出をしたとかいうふうにした場合においてはということでございます。今は離職率が非常に高く、社会保険のほうに加入されておられたり、国民健康保険に加入されていて、突然、職に就かれると、そして職に就いたら社会保険に変わる。そして、でもやっぱり話が違うからと辞められて、国民健康保険に変わる。そういうことをされる方たちも中にはいらっしゃるわけですよ。そうした場合において、保険証を返納しなければならないわけなんですけど、これは返納したほうがいいんです、社会保険になったときにはね。健康保険税がちょっと人頭割で上がったたりなんたりしますから、それはいいんだけど、やっぱりそういう状況を知らない方たちは、つつい健康保険証を持っておって、社会保険になっておっても、それを使われる場合がある可能性もあると思いますけれども、今回の条例改正等について、この過料を科す、処するという場合について、どういうふうな場面が考えられるのか。また、今、町内において、そういうふうな事例があるのかどうかというのをお聞かせいただきたいなと思います。一つは、やはり今まではパート採用だったんだけど、働き方改革によって健康保険から社会保険に異動された方たちもいらっしゃると思いますから。そういうことで、どういう場合が該当する、これによる条例がどういう場合で10万円の過料に処せられるのかというのを、もうちょっと分かりやすく教えていただきたいなと思います。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）10番、佐伯議員のただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今回の条例改正の趣旨といいますか、保険証がマイナンバーカードに変わってしまうということで、マイナンバーカードを取り上げるわけにはいかないということで、今回この文言が消されているというふうな内容です。

今後、言われるように、保険が変わっていた、知らない間に国保から社保に変わっていた、逆に社保から国保に変わっていたケース、そういった場合に届出をしないと、現在もそうなんですけど、分かりません。今、国保の保険証を渡していて、国保の保険者と思っている方が、実はある一定の時期に就職をしていた、仕事をしていた。それを役場に届出をしていなかった場合には、保険証を2つ持っていることとなりますので、使われる病院に行ったときに、国保の保険証を出してしまった場合には国保を使ったことになるので、我々のほうに請求が来ます。実際には、お勤めを開始して社会保険証ができていたなら、そちらを使ってもらわないといけないうのに、国保を使ってしまったら我々が損をするという形になります。それを後で調整はできますけれども、それを未然に防ぐために、保険証は就職して社会保険証

ができた場合には国保の保険証は返してくださいというふうに、毎月、お知らせをして手続きの勧奨をしています。ただし、そこに応じない、手続きが 時間がないとか、そういった場合に遅れたりすることもあります。

今回のこの第3項、第4項の規定により、返還を求めているというところが、これはそういった場合もありますし、あと保険料の未納の場合とかに返還を求めたりします。そういった返還を求めるのに応じない場合の罰金になりますので、高森町の国民健康保険としては、今まで10万円の過料に処したことはございません。今後、保険者、マイナンバーカードに変わって、その国保、社保の切り替えについて、どのような流れでやっていくのかというのが、まだ実際、我々現場のほうでも正直、細かいところまでまだ分かりません。今後、国・県からの指示を待って適正に執行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯です。

こういうふうな健康保険税の条例の改正につきましても、これはもうマイナンバーカードに全面移行するというところからの改正であります。今までは保険証を戻せばそれで済んでいたんだけど、今から先はマイナンバーカードに紐づけしてるから、今度はマイナンバーの紐づけを変えなければならないという作業になってくるわけですね。マイナンバーカードに国民健康保険加入ということで保険証を紐づけするんだけど、それが今後は社会保険になったら、それから抜かなければならない。そして、それを今度は社会保険の場合は社会保険というのをまたそれに貼り付ける作業があるのかどうかというのがちょっと分からないんですけども、そこらあたりも非常にまだ今から先のことですから分かりにくいと思います。ですから、職員さんたちもちょっと分かりにくいというふうなところがあると思いますので、十分にやっぱり当事者に対して啓発を進めていただいて、そういうふうな混乱が生じないようにお願いをしたいなと思います。就職して社会保険証ができるまでに時間がかかります。就職をします。それから1か月近く、恐らく社会保険証はできてこないんだと思うんですよね。その間、国民健康保険の方たちは国民健康保険証を使わざるを得ないのかなとも思いますが、使わないで、要するに就職した日からもう社会保険ですから、本来は。ですから、社会保険ですよということを口頭で言って、恐らくそういうふうにするのかなと思うんですが、そういう間違いがないように、要するに啓発をしていただけるようお願いをしたいと思いますし、これで10万円の過料をするというときに、今、課長が言われた未納の方たちというのに、そういうのが該当する可能性があると言われるけれども、お金を払わないから未納

なのに、その人に10万円過料しても、これは恐らく払わないだろうなと思います。ですから、そういうことがないように、事前にいろいろと町民の皆さんたちに分かりやすく、こうなります、こうなりますという説明を、ポイントチャンネルや広報たかもりや、そういうものを使いながら啓発をしていただければなというふうにお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから議案第44号、高森町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第44号、高森町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。したがって、議案第44号、高森町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第45号 高森駅等周辺施設設置条例の制定について

○議長（牛嶋津世志君）日程第10、議案第45号、高森駅等周辺施設設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）議案第45号、高森駅等周辺施設設置条例の制定について、説明をいたします。

今回の設置条例の制定につきましては、令和6年6月28日付で竣工いたしました交流施設の周辺、C工区の工事完了をもって、高森駅周辺整備がすべて完了したことに伴い、施設の設置条例を制定するものです。

設置する駅周辺施設について、資料で提起しております平面図を御覧ください。高森駅舎につきましては、駅舎と町民バス及びタクシー停車場を含む駐車場と、駅舎南側ロータリーとしております。高森駅芝生広場につきましては、フランキー銅像のある芝生広場と駅舎と交流施設をつなぐ回廊及びその前の駐車場としております。次に、高森町交流施設につきましては、大型バス停車場を含む駐車場及び大型バスロータリーとしております。

この条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があることから、今回御提案するものです。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

やっ和高森駅を含みまして、交流施設も一緒に全部終わりました。非常に今は盛況で、観光客の方たちが日々利用されておるという話を聞いております。特に外国人の方たちも増えていらっしゃるということで、若干増えすぎじゃないんですけども、今、言葉でいわれるオーバーツーリズムになりつつあるのかなと思います。しかしながら、高森町としては、今後、南阿蘇鉄道を非常に歓迎する商品として、いろんな方たちにお出でいただくために、南鉄を利用していただきたいというふうに考えとるわけですが、ただ交流施設においては、町民の方たちも一緒に利用されるという兼ね合いから、観光客の方たち、町外の方たちとのいろんなバランスもあると思います。これに書いてありますとおり、この施設につきましては、町長は第1条の目的達成のため、管理責任者をもって運営に当たらせることができるということで、その管理運営をさせる団体として、公共団体であり、南阿蘇鉄道株式会社であり、法人その他の団体であって、町長が指定する指定管理者等というふうに書いてございます。施設は、管理が完璧であれば、長く維持することができます。何億もかけた施設でございますから、長くもっていただきたい。これは日頃のやっぱり掃除や管理であるというふうに思っております。それをする際において、町の職員がそれを管理するというようになってくると、なかなかやっぱり今の人員では無理があると思いますが、これは町長が指定すること、管理責任者をもって運営に当たらせることができるということですが、これは慎重に審査をしていかなければならないと思うんですね。以前、南阿蘇鉄道、ステージ等も含めて、新しく建て替える前に、そのエリアの中の管理の状況等を見ておりましたが、なかなかやっぱりその南阿蘇鉄道のほうにすべての範囲をあなたたちで管理しなさいと言っても、今の限られた人数ではちょっと無理があるんじゃないかなと思っております。その点について、これを総括して、これは指定するのか。これであれば一部と書いてございますから、分割してすることもできるというふうに私は考えておりますけれども、その辺について、町長の今の考えとか、気持ちとかいうのをお聞かせをいただきたいなと思います。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員の御質問にお答えをいたします。

すべて完成いたしましたして、議員おっしゃるとおり、大変好評でございます。まだ今現時点は、きれい、美しいというところもありますし、同時にこういう過疎地域では非常に初めてとなると思いますが、駅周辺無電柱化が進んでおります。

そういう中で、管理に関しましては今回条例の制定を提案させていただきました。当然、南鉄のマンパワーも不足しているというところもありますし、また役場の職員さんが毎日毎日管理するわけにもいかないということで、公共団体もそうでございますが、やはり全体的な管理と、すべて一元した管理というよりも、分割して管理するというところも非常に大事ではないかなというふうに思っております。

また、前の古い駅舎のときの管理状況も、私は熟知いたしておりますし、今後、経費がなるべく掛からないように、末長く皆さんに利用していただけるような体制をしっかりと作っていくための公募なり、若しくはお願いなりをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第46号 令和6年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第11、議案第46号、令和6年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第46号で御提案いたしました令和6年度高森町一般会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億9,503万3,000円を追加いたします。予算の総額を79億9,560万5,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、ふるさと応援寄附金の状況に応じた増額補正や、国や熊本県の補助金を新しく活用した新規事業、DX関連事業の経費等について計

上いたしております。

また、事業内容につきましては、いつものように予算書とは別にお配りいたしております補正予算概要書を基に後ほど説明をさせていただきます。

まず、予算書の5ページをお開きください。

債務負担行為補正について御説明をいたします。こちらにつきましては、今回、歳出予算で計上いたしました、建設課が所管する複合機のリース料と色見保育園の防犯カメラのリース料について、複数年契約を締結する予定としていますことから、令和7年度以降の経費を債務負担行為として設定するものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

地方債補正について御説明をいたします。こちらにつきましては、今年度、地方債を活用して実施する事業の今後の起債協議予定により、起債の追加及び限度額の変更をしております。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入について、主なものを御説明いたします。第15款第1項国庫負担金及び第15款第2項国庫補助金につきましては、今回、歳出に計上いたしております各事業の財源となる国の負担金、補助金をそれぞれ計上いたしました。現時点で、国庫負担金と国庫補助金を合わせまして、総額が7億6,236万9,000円を見込んでおります。

11ページをご覧ください。

第16款第2項県補助金につきましては、各事業に係る熊本県からの補助の交付決定に伴う増減及び新規事業の財源となる補助金をそれぞれ計上いたしております。現時点で、総額3億7,921万5,000円を予定いたしております。

12ページをお開きください。

第18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の状況に応じて6億円を増額補正いたしております。

続きまして、第19款繰入金につきましては、財政調整基金を3,731万8,000円減額いたしました。これにより、現時点での財政調整基金からの繰入金は4億7,953万8,000円を予定いたしております。併せまして、今回、歳出で計上しております各種事業の財源とするために、熊本県立高森高校魅力化推進基金、ふるさと応援基金からそれぞれ繰り入れを増額をいたしております。また、後ほど、特別会計の補正で担当課長より説明をいたしますが、昨年度の決算に伴う精算金として、各特別会計から500万4,000円の繰入金を計上いたしました。

続きまして、13ページをご覧ください。

第20款繰越金につきましては、令和5年度決算により4,461万2,000円

を計上いたしております。

続きまして、歳出について説明いたします。お手元の補正予算概要書、カラープリントで配っております。これに沿って御説明申し上げます。いつものように、概要書の番号、右上の番号で御説明を申し上げます。

1番が、高森町ホームページリニューアル委託事業について申し上げます。この本町のホームページ、実は県内の自治体の中でも非常に古くから更新をしていないというところなんです。私が就任してすぐしたと、つまり12年ぐらい前に計画をしてやったところでございます。当時は、非常に安い予算で良いホームページができたわけでございますが、それとともに全国どこの自治体もホームページを見やすく、そして操作しやすく、つまり情報の発信を職員がやりやすく、情報の共有を見ていただく人がやりやすいということ。これを全国の自治体が大変心がけておりまして、当町高森町もやはり10年以上経っておりますので、これはやはり一新するべきだということ、職員さん等々から御意見をお聞きいたしまして、できれば令和7年度の頭から使いたいというために、補正予算として、事業として計上させていただきました。2,045万円でございます。また、平成24、25年は、まだスマートフォンの対応というのがあまりどこの自治体もできておりませんで、現在はほぼスマートフォンでホームページを見られる。パソコンで見られる方は極めて少なくなってきたというところも含めて、やっぱりデザインというのが非常に大事というところがありますので、そういうところをきちんとうたいながら、今回は公募型プロポーザルにより業者の選定を行い、先ほど申し上げましたが、令和7年4月の運用開始を目指したいというふうに思っております。

続きまして、2番の高森町多目的広場整備に伴うカーテン補助事業、設置補助について御説明申し上げます。こちらにつきましては、現在整備を進めております高森町多目的広場、つまり旧高森高校の第2グラウンドにおいて、これは照明設備の設置を進めております。隣接する住宅の方がいらっしやいまして、その隣接する住宅の方々に対して、この遮光カーテンの設置補助を行うものでございます。本来はこの最新型の照明の設置になりますので、十分じゃないかというところもあります。確かに十分配慮されている照明の設置になっておりますが、やはりそこで長く生活されている方に影響が仮に何かあった場合には、そこを想定して早め早めにこの補助の事業をきちんとスキーム化しておきたいなというところがございます。1件当たり2万円を上限に補助を行う予定といたしております。

続きまして、番号の3番のケアプランデータ連携活用促進モデル事業について御説明申し上げます。こちらは介護事業所と居宅介護支援、ケアマネですね。事業所の情報連携をDX化する事業として、487万円を計上したものでございます。介

護保険事業においては、これまで実はケアマネジャーと介護事務所のやり取りは、ほぼ紙が中心で行われてきました。このことから、ケアマネジャーの時間的・物理的の両面で大変ケアマネの方に負担が大きく、また逆に介護事業所においても紙媒体から介護のソフトに、紙媒体をもって入力するわけですね。そこが非常に負担もそうですけど、逆にミスが生じるというところもございます。この大変課題が多い状況であったわけですが、今回のこのケアプランデータ連携活用事業によって、今後はケアマネジャーが作成するケアプラン、これは電子化し、各介護保険事業所と連携をすることで、ケアマネジャーと介護事業者の双方の負担が大幅に軽減されることにつながるのではないかとというふうに考えております。今回487万円ですが、全額を国と熊本県からの補助金を活用して実施をしたいというふうに考えております。

そして、次は4番でございます。ふるさと応援基金活用事業でございます。これは高森峠の千本桜のこの園地ですね。デザイン業務委託について御説明申し上げます。これは高森町になくはならない観光名所の1丁目1番地であります高森峠の千本桜ですね。現在、若干のスタートをして、議会のほうからも御承認いただいておりますが、すべてのフルリニューアルを進めるに当たって、観光地としてのデザインを検討しなければ同時にならないということで、また今までの単に桜を植えてきた時代とは違って、千本桜の可視化をきちんと図ることが、今後につながってくるのではないかなと思っております。具体的に申し上げますと、あの千本桜一連のデザイン構築及びあの辺りをすべて3D化をさせていただきたいというふうに考えております。この3D化することで、この3D化はほぼ測量をやっていると、ほぼピタリなデータも出るという最新の技術もございます。今後、これまでの経験を基に、私自身は管理しやすい持続可能な千本桜にするためには、このデータ化することが非常に、一番大事なかなというふうに思っております。諸先輩方が歴史上、大変大事にされてこられたこの千本桜でございます。町史にも記載をされております。歴史に残る、町史に残る事業として、腰を入れて来年度当初予算で提案させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、5番目の高森町多目的広場オープニングセレモニー及び町民スポーツ交流会について御説明を申し上げます。こちらの事業は、現在整備を進めております高森町多目的広場、先ほど申し上げました高森高校の第2グラウンドですね。これは防災機能と町民の方が日常的に使用できる社会体育施設の両方として使える施設としてリニューアルをするということです。このことを逆に町民の皆さまに、TPCだったり、議場でどれだけずっと語ってきても、なかなかここは認知というのは急激には広がりません。努力はいたしますが、一番いいのはやっぱり使ってい

ただくということでございますので、何かアーティストを呼んで何かをすとか、何か派手なイベントをするのではなくて、町民スポーツ大会、交流大会、実際町民の方にスポーツを通じて交流大会を実施していただくと、これが一番効果があるのではないかなというふうに考えております。その関係経費として85万円を計上しており、全額、ふるさと応援基金を活用して実施をしたいというふうに考えております。

そして、6番でございます。県立高校すまいの確保支援事業について申し上げます。この事業は、大変要望いたしておりましたが、熊本県が実施していただくことになりまして、県が実施する補助事業で、町が運営する寮と下宿とのこの格差是正を目的とするものであります。具体的には、高森時空和ベース、つまり寮との家賃の差額の支援として、1人当たり月に1万円を上限に補助、また食事の支援として平日の昼御飯、昼食と土曜・日曜・祝日の食事支援として、1食500円を上限に補助を行います。本事業の財源は、熊本県が3分の2で、残り3分の1は高森町、そしてそれは高森高校魅力化推進基金を活用して実施していく予定でおります。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君） それでは、休憩を入れまして、午後1時から再開したいと思います。では、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、白石豊和君。

○1番（白石豊和君） 1番、白石です。

ページの24ページになります。消防費の中でAEDレンタル料とありますが、そちらの説明をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君） 総務課長補佐兼総務係長、植田雄亮君。

○総務課長補佐兼総務係長（植田雄亮君） 皆さま、こんにちは。

1番、白石議員の御質問にお答えします。

AEDレンタル料301万円計上させていただいております。これにつきましては、各公共施設で設置しておりますAED、これは購入した分なんですけれども、

パットだったり、バッテリーだったり、その交換というのが必要になってきます。これをリースすることによって、巡回を業者の方にしていただいて、しっかりとそこを地元住民の方にも迷惑かけないようにするという事です。また、駐在嘱託員会議におきまして、各公民館につきましても、ぜひとも設置してほしいということで、そちらにつきましても担保するように、全部で76か所計画しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）1番、白石豊和君。

○1番（白石豊和君）1番、白石です。

レンタル料ということで、AEDの取扱いについて、自主防災会議だったり、皆さま方からもやはりAEDはすぐ使える場所に置いてほしいということで、いろいろお話を聞いております。その中で、保管に関してなんですけれども、高価なものですので、盗難とかを防がないといけないと思うんですけれども、有事の際のときにすぐ使えるようなことを、中身を検討していただきながら、設置のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありますか。3番、児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）3番、児玉です。

18ページの民生費の中の3老人福祉費55万円の計上がしてありますが、介護予防拠点用テレビ等一式、介護予防拠点用PC25万円、これは公民館の一活動として設置なのか、それとも通いの場の拠点としての、どこに設置される予定なのかをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）3番、児玉議員の御質問にお答えします。

この備品購入につきましては、草部総合センターに設置するための備品要求になっております。これが今年度から草部総合センターを拠点とする集落支援員が、健康推進支援員1名配置されて、その方によりまして草部総合センターに新たに通いの場が立ち上がりました。その通いの場で利用するための備品購入予算となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）3番、児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）ありがとうございます。

通いの場ということは、何拠点か置いてあるとは思ひますけれども、基本、集落支援員さんが配置されたことによって憩いの場を開設したということでよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）この整備につきましては、新たに集落支援員の方が通いの場を立ち上げたので、その通いの場で使用するための整備となります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）3番、児玉幸之助君。

○3番（児玉幸之助君）ありがとうございます。

今後、そういう形のほうで、例えば集落支援員さんが増えていけば、通いの場の設置場所が増える可能性もあるということと理解してよろしいでしょうか。

○健康推進課長（津留大輔君）はい。

○3番（児玉幸之助君）はい。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

予算書22ページ、農林水産業費、農業費の中の農業振興費に、今回367万1,000円の負担金補助及び交付金が計上してありますが、この中山間地農業ルネッサンス推進事業とはどういうものか教えていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、芹口孝直君。

○農林政策課長（芹口孝直君）4番、佐藤武文議員の御質問にお答えいたします。

こちらの中山間地農業ルネッサンス推進事業ですが、高森町では野尻地区のNOKATSさんが令和3年から取り組んでいらっしゃる事業になります。中山間地で活動する団体に補助される事業で、今回につきましては熊本県からの内報がまいりまして、10月からの事業実施のため、NOKATSさんがまた販売システム等の開発委託をするために取り組む補助金となっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

産業厚生常任委員会の所管のやつについては、おおむね委員会の中で質問をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、教育費で高森高校の生徒、土・日の給食の補助は1食当たり500円というふうに、土・日が書いてございます。これは1食ではなくて1日だったら3食になるから、1日1,500円になるわけなんですけれども、今の寮の運営自体で、だいたい寮というのは土・日は希望者のみしか、だいたい食事の準備は普通やらないと思うんですが、そうなってきたときに、土・日までとなってくると、やはり他の県立高校の寮の運営と違ってくるような気がいたします。それについて、これでいいのかなど。要するに1食なら1食、昼だけをするとか、朝なら朝だけをするとかいうことで、1食500円ならい

いんですが、1日で換算したときに、要するに1食になってくると3食になりますから1,500円ですが、他の寮と県立高校の寮との整合性がこれで取れるのかなというふうに思っております。その点について、教育委員会からの答弁をいただきたいと思います。

それと、生活環境課、不法投棄の処理費が出てきております。これは前から聞いておりますが、高森町は非常に広いものですから、いろんなところに不法投棄されておるということで、それをいちいち生活環境課の職員の皆さんたちが回収しております。回収をして、結果、処理費を出してやっておるわけですけれども、そうすると不法投棄をした人間が見つからないで、またやってしまうような気がするわけなんです、今、総務課のところには河川カメラがありますよね、定点カメラがね。あれと同じように、やっぱり不法投棄が恒常化するところには、そういうふうなカメラ設置というのができないものかということをお検討いただきたいんですが、その点について、今現在、生活環境課が非常に頑張るものですから、不法投棄がちょっと増えてきよる、逆に見つかる場所が多くなって、逆に見つかってきた。何年も前から不法投棄はしてあるんですけども、生活環境課の職員が町内いっぱい動いて情報を寄せるから、逆に増えてくるわけですね。まだ今から先も増えてくる可能性があるわけで、それについての対応を今後どのように考えていかれるのかということをお聞かせをいただきたいなと思います。

それと、あと今度は町長が言われた高森峠の千本桜、園地デザイン業務委託というのが組んでございます。これはふるさと応援基金で498万円書いてあるんですけども、今議会が終わってからか、山東部に関係のある議員さんたちは山東部のほうで課題に対してのいろんな議論をする場が設けてあります、職員も含めてね。いろんなことをやられておるんですが、前も一度、総務課長に述べたことがあると思うんですが、この谷内の高森出身、色見出身の議員さんたちは、こういうふうが高森町のいろんな政、いろんな計画をする際に、あまり参加する機会がないんです。やっぱり高森町の振興のためにする際には、以前も言ったんですけども、私たちの何か声を出せる場所がほしいなと思っている。議会に提案する前の段階で声を出せる場所がほしいと思っている。これも以前から言っていること。これについて、山東部だけでいいのか、こっち側はこっち側でちゃんとせにやいかんのじゃなかろうかと私は思っておりますけれども、その点について今後どういうふうな考えをもっておられるかということもお聞かせいただきたい。

以上3点、よろしくお願いをいたします。

○議長（牛嶋津世志君）教育委員会事務局長、村上純一君。

○教育委員会事務局長（村上純一君）10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

今回御提案しております県立高校すまいの確保支援事業、こちらは現在運営しております高森時空和ベース町営学生寮と、現在2年前に高森町の下宿創業支援事業として稼働を今されております、下宿を営まれているところに寄宿する生徒に対する町営学生寮の寮費と、下宿を利用する際の下宿代、こちらの差額を補助するといったところを、熊本県の教育委員会が制度化して今回提案しているものでございます。現状を申しますと、町営学生寮高森時空和ベースは365日、毎日3食提供しております。これは土・日いないときでも、自分の理由で欠食する際も、欠食した際に減額は行っておりません。今回、下宿のこの食事の提供についてですが、ほとんどの下宿が家賃にお昼ご飯代、それと土・日・祝日の3食、こちらは含まれていないところで、下宿の部屋を提供されております。ですので、今回この県が示した要件に高森町が要件が合致しておりまして、今後、これから下宿生に補助するとき、下宿にいた土・日に摂った食事の分だけを補助するといったところを、下宿のオーナーさんからしっかり、どれだけ食事を提供されたのか、そういった部分を確認して提供するものと思っております。ですので、これからまた県のほうと細かく、その提供の方法について最終の詰めに入ってまいりますので、そういったよその県立高校の寮と差がないようにといったところの、議員の御指摘でございますが、当県立高校すまいの確保支援事業につきましては、現在のところ、高森町しか該当がしておりませんので、まずは高森町でしっかり、下宿生で高森高校に通う子どもたちの支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）10番、佐伯金也議員の御質問にお答えします。

不法投棄の件につきましては、おっしゃられましたように、やはり現在、業者と今回連携しまして回収をしましたが、かなりの量の回収となっております。今後の方針というか、やり方としましては、回収したところにおきましては看板等を設置して、現在は啓発をしているところと、不法投棄に関しましては警察と連携をしております、回収した物から身元が分かれば、そちらのほうに費用等を請求をしたいとは考えておりますが、現在のところはなかなかその物から投棄した方まで、なかなかたどり着けないところが現状でございます。

それで、カメラの設置等につきましても、考えはしているんですが、まだなかなか実行まで移せていない状況であります。県のほうからも、この前アンケート調査等が来まして、県のほうでカメラを購入しているが、設置を町でしないかとか、不法投棄に関しまして。そういうアンケートも来ておりまして、なかなかその電気の確保とか維持管理とかで費用がどうなるかとかも試算しまして、今後は必要があ

ればカメラの設置等も考えていきたいと思ひます。当面はパトロールをすることと、やはり不法投棄が多い場所に関しては、看板等、またあとTPC等を活用して啓発をしていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）総務課長、岩下徹君。

○総務課長（岩下 徹君）10番、佐伯議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、高森・色見地区での議員さんが参加する検討会なるものを要望するというところでございましたが、そもそも草部・野尻地区におきましては、町長の政策集にも載っておりますが、過疎化率が高い地域への対策を推進するという中で、課題検討委員会の設置ということで設けられておりました。課題検討委員会のメンバーにつきましては、基本的には職員で構成するものでございまして、草部・野尻地区御出身の議員さんにおかれましては、オブザーバーという形で御意見を伺うという形での参加を求めさせていただいておったということでございます。そもそも高森地・色見地区と草部・野尻地区の抱えている課題というのが大きく異なりますので、特に草部・野尻地区に重点を絞ったその検討ということが必要ということでの検討委員会でございました。今後、高森・色見地区での検討ということは、今のところは、大変申し訳ございませんが考えておりません。

それともう1点、千本桜につきましては、正式名称は把握しておりませんが、千本桜公園の検討委員会、今後どうしていくかということの検討委員会で検討されておりました、検討委員会からの答申を受けて、今後も進めていくというところで、私は認識しております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

教育委員会の答弁の食費の補助、やっぱり高森高校については生徒数が特に減ってきておったから、高森町の高森高校存続に対しての施策として、マンガ学科の設置であったり、時空和ベース、寮をつくってという形でやっておられます。そして、下宿、やはり遠方が来られた人たちが住めない、これから学校に通うにしても、やはり当時は南阿蘇鉄道も全線復旧していなかったから大変だということで、そういうことでやっておられたというのは分かるんです。しかしながら、やはり私は常日頃思っているんですが、これは県の補助金が大半ですから、それはそれで利用していいと思うんだけど、一般財源は使っておりません。基金から残りの分はやっておりますから、それについては町長の施策でいくということで、何ら問題はない

ことかと思うんですが、ただじゃあ高森町に生まれて、小学校、中学校を高森町で過ごして、高校が要するに都市部に行かれている高校生の家族、そういう方たちがどういうふうに思われるかなということですよ。じゃあ高森高校に進学しなかったのが悪いというのじゃなくて、進学しなかったから仕方ないよ。よそにやってくるから、それは仕方ないよという話なのか。やはり高森町で生まれた子どもたちを、やはり将来は高森町に帰ってくれるように、学費の資金を要するにつくったり、そういうふうにやっておるわけですね。そういうふうな意向からしてときには、やはり高森で生まれた、育った子どもたちがよその高校に行っているからといって、それをそういうふうにして簡単に切り捨てていいかなというふうに思います。ですから、その辺についても、今後、教育委員会内で協議をしていただきたいと思うんですが、ただこれは土・日の食事の補助をやる際において、またいろいろと調査をしなければならない、要するに各下宿屋さん等に。これはまた仕事を増えますね。大変だと思う。今、教育委員会の職員は他の課と比べたときに、非常に私は多いと思っている。職員配置が教育委員会は多い。その上に、またこの仕事が入るんだけど、また増えるのかなと思うんですよ。だから、そういうことに対応できるなら別に問題ないと思うんですが、それについては委員会等で十分協議をしていただきたいなと思います。

それと、生活環境課の不法投棄ね。パトロールするといったら、また回らないといかんわけよ、高森町内をあっちこっち。不法投棄をする場所はだいたい国道沿い、県道沿いじゃない、主にね。国道沿いもあるかも知れんけれども、車の通りが少ないところなんです。人が来ないところに不法投棄する。そういうところまで不法投棄されていないかなと、あそこは看板立てとるけれども、また捨てられてないかと、うちから見に行くというと、その時間が軽く往復でも30分、1時間かかる。そういうことをしていると、生活環境課の職員が今4人かな、課長も含めてね。それでやっている、とてもじゃないけれども、手が回らなくなるんじゃないかなと思います。だから、やはり防犯カメラの設置等をやっていく必要がある。暇なときにテレビショッピングなんか見ると、乾電池2個で、単三電池2個で3か月もてる防犯カメラとか、太陽光で蓄電して夜の防犯カメラとか、いろいろ商品があるんですよ。そういうのも、私は検討していかんことには大変かなと思いますし、総務課にある、あの液晶のテレビね、河川なんか災害が起きるようなときに定点カメラで防災用であるカメラ、ああいうのも私は、町としてやっぱり検討するべきことじゃないかなと思います。でないと、後で課長答えていただきたい。不法投棄をされておる物の主な不法投棄物、それがどういうものを捨ててあったかというのを、後でちょっと分かれば教えていただきたいというふうに思います。

あと、総務課長が言われた山間地課題検討委員会、これは町長の政策集に書いてあるからということだけれども、過疎が進むからという、これは全体的に見れば、山東部だけじゃない、過疎が進んでいるのはね。たまたま町内に、町内ももう少子化が進んでいて、いろんな課題を抱えとるわけですよ。そういう中において、逆に執行部のほうで町を分断するように、山東部と平坦地を分けていいのかなと思うんです。僕なんかは、最初から選挙に出たときには、全校区で出た。草部も野尻も関係なし、全校区で出てました。だから、野尻のことにも、草部のことにも口を出したいと思っている。そういう中において、そういうふうにして差別化されると、じゃあなら高森町の作れと、高森というか、こっちの谷内も作れと。谷内も作ってから、俺たちが谷内から出とる議員さんたちがやっぱりオブザーバーでもいいけん、やはり意見が出せる場所がほしいよと。本会議に提案されて、私たちがこれはいけません、これはいいですよなんて言われるはずがない。だから、その前の前段の段階で私たちの意見を取り入れていただけるように、できればそういう場を設けていただければなというふうに思っておりますよ。町内でも、まだ道をいっぱい造らにゃんところがある。狭くなっているところもある。そういうところも私たちの課題として考えとる。でも、それを言う場所がない。委員会では言うんだけれども、一般質問でも言うんだけれども、やはりいろんな職員やら、いろんな町民の方たちがいらっしゃるところでそういうことも課題を提案して、課題を協議する場所というのが、私たちはほしい。だから、それをぜひとも検討していただきたいなと思います。これは総務課長が一概にはできんでしょう。先さっき言われたとおり、町長の政策集にあったからということですから、町長がどうに考えとるかだというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

生活環境課長、どういう不法投棄、大型ごみがあるか、よろしく願いします。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、二子石誠君。

○生活環境課長（二子石 誠君）10番、佐伯議員の御質問にお答えします。

不法投棄の主なものにつきまして、今回回収したもので、やはり主なものは、大きいものはテレビ、冷蔵庫など、家電製品ですね。あと布団、毛布とかの寝具、あとタイヤですね。使い捨ての車のタイヤとかが特に多くありました。70ぐらいだったと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）二子石課長、後でリストをざっと作って、全員に配ってもらっていいかな。お願いします。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）佐伯議員の御質問に追加で御説明を差し上げたいと思います。

まずその前に、児玉議員がおっしゃられました通いの場、津留課長が御説明したとおりでございますが、分かりやすく言いますと、公民館再生事業イコール介護拠点事業で、公民館を造ったところは週1回はきちんと健康づくりをやってくださいと、その週の1回の事業が通いの場になっております。つまり、公民館を造った、約50か所近いところは、通いの場ができて当然なんです。その通いの場で使うモニター、パソコンというのは、当然、ふるさと応援寄附金でやるときもありますけど、例えば支援員の経費、その活動費の中から買ったり、若しくは一般財源から買ったりというところでありますので、議員が御心配なされると思いますが、草部北部にできた公民館にもすべて通いの場はやっていただくと、最終的には。その場ではきちんとそこには設備はできていくということが追加の答えですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、佐伯議員がおっしゃられた、まずはこの下宿支援に関しては、熊本県が高森町のために作ったような制度のようにも何か聞こえますが、実際、高森町しかなかなかこの下宿支援というのは採択にならないというか、形がそうならないのじゃないかなと思ひますし、あくまでも県立高校ですので、補助率も県が3分の2、町が3分の1ということです。議員がおっしゃるように、今後、高森町の町民がほかの市立・県立に行かれて、ほかで熊本市内でアパートを借りられる、若しくは下宿、今回下宿ですが、下宿されている場合でのことも想定して考えてあげたらということでしたので、教育委員会も考えると思ひます。ただし、その場合には、逆に言ひますと、これは町が3分の2、若しくは町が全額とかいう形になって、県は入ってきませんので、そこは事業自体はちょっと分けて考えていきたいなというふうに思ひています。

カメラに関しては、私が就任して平成23年以降、議会で2度ほど、この不法投棄のことは議員さんから一般質問及び質疑応答で質問されています。そのときに、議会議員さんがやはり町がしっかり管理するべきだというのが1点、2点目がいろいろ大変だけどできるだけ町をきれいに、景観も含めてやっていただきたいという意見がそのときは出ておりました。ですので、今回、国のこの制度を使いまして、専門のスタッフも入れまして、できるだけこの不法投棄を、最終的には議員がおっしゃるように防止したいというところ。ただ、目の前でまずはじゃんじゃん捨てられるところを止めないといけないというところで、議員がおっしゃるように、不法投棄する人は見えないところに捨てるかなと思うと、そうではなくて、例えば草部とかは結構国道沿いに思い切り捨てられた前例もたくさんございました、今まで。ですので、今回こうやって生活環境課の職員さん、専門の職員さんも含めて、業者さんにもお願ひして、結構、不法投棄を引き上げております。ですので、大事なこ

とは、何が捨てられていたかということも大事なんですけど、今後これだけ多い不法投棄をどうやって止めていくかということ、これが一番の課題で、その一つの提案が議員がおっしゃる、そのカメラの設置というところかなというふうに思っています。当然、お金をかけていいです、ここには。ガツンといっても構わないんですけど、このカメラのデータの管理、これはあくまでも不法投棄の部分だけを撮るカメラなんかありませんので、やっぱり全体的にそこの部分を撮りますので、やはりこのカメラの映像の管理を、なかなかこの管理を町がするのか、若しくは委託会社に頼むのか、いろんなことがこれから出てくるかなというふうに考えておりますが、現時点の技術でいうと、やはり議員おっしゃるような定点カメラみたいな、ああいうところをどこかで入れていく。もう抑止力として旗上げて、ポイ捨て、不法投棄禁止ですと、これは捕まりますよなんか言っても、する人はするんですよ。だから、ここは我慢のしどころだと思いますので、生活環境課の職員さんには大変申し訳ないんですけど、やはり頑張ってください、できるだけ不法投棄をまずどのくらいあるのか把握する意味も込めて、きちんと拾い上げて、そしてそれに対して、その量が多かったら、そこに予算をどんと投入して、できるだけ不法投棄する人が見つかる、捕まる、本当にこれは捕まりますので、ひどかったら。ですので、そういう方向に持っていきたい。その今スタートアップを切っているということですので、ぜひ議員さんもお手伝いをしていただいて、一回現場にも一緒に行っていただくと、大変有り難いかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、山東部の分断というところではなくて、やはり高齢化率が50%を超えている、45%を超えている、どんどん上がってきている中で、山間部と山東部は町の政策というのが常に同じ方向で、道路を造るなら道路の幅員はこれだけ、例えば町道を造るならこれだけ、例えばこの福祉の予算を導入するなら、下も上も一緒という時代がずうっと、これはどこでも全国一緒だと思うんですけど、それを分けるときが来ているんじゃないかというところで、政策集には掲げさせていただきました。オブザーバーで入っていただいておりますし、佐伯議員がおっしゃるように、下の高森も人口も少なくなってきていると、それぞれ課題がたくさんあるというところでの、そういうときがあれば自分たちも事前に参加をしたいというところでございます。ぜひ、そこはちょっと考えて、私なりの形があれば考えたいと思ひます。

それと同時に、その大前提として、議会のほうは議会基本条例の中に議会終了時に、やっぱり議会で決まったことの説明ということをきちんと議会が掲げられております。だから、そういう議会の報告会というのは、山東部出身さんも下の出身さ

んも関係なしに報告というか、町民にされておりますので、そういうところでのそういう場所で町民の意見をリアルに引き上げていただく役目も議会がしていただいているものだというふうに思っておりますので、そういうところでも意見もぜひいただければというふうに思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯です。

分かりやすく御説明をしていただきまして、御答弁をしていただきまして、ありがとうございます。

町内のほうの考え方、それともう要するに議論するじゃないけれども、オブザーバーでいろいろと情報を流すためにも、この谷内は谷内で議員さんが入ったほうがいいんじゃないか、課題もあるよという話をしたわけですが、町長のほうでは議会基本条例の中で報告会があるということで、今、報告会については議会運営委員会でその内容についてどうするかというのを議論されております。恐らく9月の定例議会が終わった後には、皆さん方にそれをどうするという報告があるんですが、議論をしていくと思います。

私は、再選をして上がってきてから、議会報告会が年に2回あったのが、あるんだなと思って、どういう議会報告会かなというふうに思ってたんですが、同じことが報告される。議会が開かれれば、広報たかもりで執行部側から議会で提案、可決された事業を載せる。そうすると、絆でも同じようにして報告するんです。ポイントチャンネルでも今回、生放送で放送しているんですね。そういうふうにしたのを、また議会報告会でやるということ。もう報告すると、結果的に何があるかという、町民の方たちは、参加される方たちは主に毎回決まった方たちが参加される。そして、報告会の中で出される言葉というのは要望が多い。要望が多いといわれても、私たちは執行者じゃない、行政の職員でもない。要望を聞いて、それをまた執行部につなぐ。こういうふうな声が上がったから、こういうふうにしんやと言うんだけれども、これが報告会の本来の姿かなというふうに僕は思いません。やっぱり報告会というのは、住民といろんなことを区別しないで、会話ができる報告会であるべきだと思うんですね。要望だけを聞くんじゃない、御用聞きで終わるような報告会ならしないほうがいいと思います。だから、私は今でも報告会の開催については否定的です。いろんな方法で住民に対しては、町がやっている政を報告する機会があっっていますから、それについては否定的です。ただ、議会運営委員会、または全員協議会等で議論をされて、というふうに決定されるかについては、私はそれに従いますけれども、今町長が言われた議会報告会等で聞かれたこと

を、高森の議員さんたちはそれでいいというような考え方じゃ、私はできない。やはり、私は執行部の職員が入るとる協議会の中で、いろんな検討委員会の中で、ここに住んでいる私たちが、職員さんと、私たちはこういうふうに周りの人から聞いているよという意見をその場で言いたい。だから、そういうふうにしてくださいと言ってるんです。本会議でこういうふうにして、町長が出している、概要書で出してこられてからは、これは多数決で立ったり座ったりしか仕方ない。でも、それ以前の積み上げをしている段階で私たちの意見が入るようにしなさいよと言ってるわけ。ですから、できれば今後、その件についても積極的に考えていただきたい。だいたい町長が出す概要書については、非常に歓迎するような政が多いですから、私たちは何も指摘したくはない。でも、それにもう少し振りかけましょうよと。調味料を加えて、もうちょっと味を少し濃くしましょうよ、薄くしましょうよといったときに、私たち議員の声がそれになるんじゃないかなと。執行部と町長だけの声だけじゃなくして、考えだけではなくして、それに議員の声を入れることで、味付けが変わるというふうに私は思っておりますので、その点については、今後、執行部のほうで町長を中心に御検討をしていただきたい。町内もいろんな課題は抱えていますから、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）補正に関する質問で、ほかにございますか。6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）6番、後藤です。

ちょっと質問する前に、一言だけ議会運営委員長として諸般の報告で、議会報告会はこの度は新型コロナウイルス感染症等の問題もあり、しないということで報告しておりますので、皆さん、今のところという状況で御理解いただけたらと思います。

では、質問します。概要書の3国県補助活用事業、ケアプランデータ連携活用促進モデル事業です。この事業につきましては、補助100%ということで、しかも正直言って、私は素晴らしい取組だと思えます。その素晴らしさが故、ちょっと質問したいんですが、例えばCSVファイルに、テキストファイルにするというようなやり方で、情報量を軽くして情報共有する。共有することによって、スピード感も高まり、よりきめ細やかなケアサービスができる、その内容は分かります。ただ、事業内容としてこの導入に向けた介護事業者向け説明会、当然、予算立てしていく中で介護事業者にも話はされた中で、このような予算が出されているのかどうか。やはりやる限りは、その介護事業者全員がこのシステムを使って、より良いシステムにしなければいけないという思いがありますので、その件をお尋ねしたい。

もう一つは、その下にICT支援員があります。このICT支援員、この方たち

が実は何名いらっしゃって、どのような形でサポートされるのか、それをお聞きしたい。

ラスト、これを実際、何月、いつからスケジューリングとして活用していくのかという、この3点質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）6番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、このケアプランデータ連携活用促進モデル事業、この事業をするという考えに基づきまして、まず担当係長のほうが町内の各事業所あたりにすべて電話連絡を行い、今どのようなシステムを使っているのか、そして今後こういった取組を国の補助事業で行う構想があるのでどうですかというような声掛けを全部しております。その電話のみならず、先日も会議がありまして、多職種による会議、いろいろな介護、医療関係者が集まる会議がございまして、その中でも病院の先生方、そしてケアマネ、介護施設の方などへも説明を行っております。そこでもぜひ導入してもらいたいという声が多数であったというふうなアンケートを聞いております。

この事業につきましては、高森町だけで行っても効果は最大に発揮できないだろうというところで、実は南阿蘇村も一緒に行いませんかという声掛けをして、同時に補助申請を行う計画を立てております。この度、国のほうから、このようなモデル事業の申請をしておりますので、議会が終了して予算成立後の10月に入りまして、対象となるケアマネ事業所と介護施設等に向けての説明会を予定しております。その場で賛同いただいて、この事業を動かしていくという流れを考えております。

そして、この事業は県の補助金を使いますので、しかもこれが国と県で10分の9と10分の1で、これが令和5年度予算の明繰予算ということで位置づけられていますので、この予算は今年度中に使い切るということを想定しております。ですので、タイムスケジュール的にもばたばたとなってしまう、この議会終了後に10月には説明会、その後、11月から3月にかけて準備を終わらせるというスケジュールになっています。

それから、ICT支援員ということで予算を上げております。このICT支援員とは何かといいますと、このシステムを導入しますので、事業所のほうにぜひお願いしますといったところで、事業所側のそういったこのシステムを使い切る受入態勢がなければ、実際にシステムを入れても使えないという形になってしまいますので、今回の予算ではICT支援員として2名の方の委託費を上げています。その2名の方がソフトの導入したシステムのインストールからサポート、そしてマニュアル作成までを委託を考えています。マニュアルまで作成していただいて、次年度以降は自分たちでやってもらうという流れを作ろうとしています。

ICT支援員さんは2名と言いましたけれども、現在、私の健康推進課のほうでは集落支援員単位で行っているパソコン教室でお世話になっている先生であり、学校のICT支援員という業務も請け負っている方を想定しております。

答弁は、以上になります。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）説明、ありがとうございました。

また、委員会のほうでも説明はされるかと思います。先ほど話がありましたが、令和5年度免許繰越というところの予算ということでございますから、当然、今年度中という形になってくるとと思います。そこをしっかりとシステムを作って、サポート体制を作ってしていく。

それともう一つ、先ほど聞いたかったところで、南阿蘇村とも共同するという話が出ました。当然、高森町の方が南阿蘇村の施設を御利用されている方もいらっしゃると思います。そういう点で、ぜひとも南阿蘇村と連携を取っていただいて、先に進めていく。そして、多分これはすごく今後も重要になってくるとと思いますから、できればこれはスタートアップ、最初だと思えます。当然、運用していけば、まだ費用がかかる可能性が出てくると思えますから、これはもう執行部、町長にもお願いしたいですけど、そういう追加でまた来期、使い出して、予算がかかるようでしたら、ぜひともそういう形で対応していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、各常任委員会に付託すること決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第47号 令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第12、議案第47号、令和6年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第47号で提案いたしました令和6年度高森町国民

健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算に841万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,997万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明を申し上げます。

第5款国庫支出金、2項6目国民健康保険システム改修補助金として263万3,000円を計上し、第6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金から223万7,000円を減額しております。これはマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険システム改修費の財源が県支出金から国庫支出金に変更され、さらに補助対象経費が増加したことによる予算の組み替えを計上しております。

第11款繰越金に令和5年度決算に伴う前年度繰越金として802万円を追加しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

歳出予算の主なものについて、御説明を申し上げます。

第1款総務費、1項1目一般管理費に42万3,000円を増額しております。主な内訳は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う経費として、リーフレット印刷製本費に15万1,000円、郵便料に24万5,000円を計上しています。

第9款諸支出金、3項1目一般会計繰出金に令和5年度決算に伴う精算金として396万7,000円を計上しております。

最後に、第10款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第48号 令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第13、議案第48号、令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第48号で提案いたしました令和6年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算に659万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,667万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和5年度後期高齢者医療特別会計の決算に伴う補正となっております。

6ページをお開きください。

歳入予算、第4款繰越金に、前年度繰越金として659万5,000円を追加しております。

7ページをご覧ください。

歳出予算、第4款諸支出金、2項1目一般会計繰出金に前年度精算金として41万2,000円を計上しております。

最後に、第5款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第49号 令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、議案第49号、令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、津留大輔君。

○健康推進課長（津留大輔君）議案第49号で提案いたしました令和6年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算に879万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,089万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和5年度介護保険特別会計の決算に伴う補正となっております。

6、7ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金につきましては、令和5年度介護保険事業の実績確定に伴い、追加交付される金額をそれぞれ計上しております。

第6款第2項基金繰入金を2,000万円減額しております。

第7款繰越金に、令和5年度決算に伴う前年度繰越金として1,448万5,000円を追加しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。

第7款諸支出金、1項2目償還金に令和5年度地域支援事業の実績確定に伴う返還金として51万2,000円を計上しております。

同じく、第7款諸支出金、3項1目他会計繰出金に令和5年度決算に伴う精算金として62万6,000円を計上しております。

最後に、第8款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第50号 令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算

○議長（牛嶋津世志君）日程第15、議案第50号、令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）議案第50号で御提案いたしました令和6年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

今回補正いたします主なものは、前年度決算に伴う補正となります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ295万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,081万1,000円とするものであります。

続いて、6ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

第5款繰越金として、295万5,000円を増額をしております。

続いて、7ページ、歳出予算の主なものについて、御説明いたします。

第1款水道費、役務費につきましては、10月からの郵便料値上げに伴いまして、6万3,000円を増額しております。

最後に、第4款予備費につきまして、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第51号 令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算

○議長（牛嶋津世志君）日程第16、議案第51号、令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、住吉勝徳君。

○建設課長（住吉勝徳君）議案第51号で御提案いたしました令和6年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回補正いたします主なものは、前年度決算に伴う補正となります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ102万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,134万8,000円とするものであります。

続いて、6ページをお開きください。

第3款繰越金といたしまして、102万8,000円を追加しております。

歳出予算につきましては、予備費において収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 休会の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第17、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。9月17日、18日、19日は、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。したがって、9月17日、18日、19日は、休会とすることに決定いたしました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午後2時07分